

## 山元町工事成績調書作成要領

### (目的)

第1条 この要領は、山元町請負工事検査規程（平成17年山元町訓令第11号。以下「規程」という。）第11条第3項に規定する工事成績調書（以下「成績調書」という。）の作成に関し必要な事項を定め、工事成績の考査（以下「考査」という。）を厳正かつ的確に実施し、受注者の適正な選定及び指導育成並びに工事の質的向上に資することを目的とする。

### (考査の対象とする工事)

第2条 考査は、町が発注する請負工事であり、かつ、1件の契約金額が500万円以上のもの（以下「工事」という。）について行うものとする。

2 工事の考査について、山元町請負工事検査執行要領（平成17年山元町訓令第12号）第2条第3項に規定する補修又は改造（以下「手直し」という。）を命ずる場合は、当該手直し以前の状態について考査するものとする。

### (考査者及び考査時期)

第3条 考査は、監督職員（山元町請負工事監督規程（平成17年山元町訓令第10号）第2条に規定する監督職員をいう。以下同じ。）及び検査員（規程第4条に規定する検査員をいう。以下同じ。）が行うものとする。

2 監督職員は、工事が完成したときに合議により考査を行うものとする。

3 検査員は、完成検査、出来高検査又は中間検査を実施したときに考査を行うものとする。

### (考査方法等)

第4条 考査は、工事成績評定における考査項目（別表第1）及び工事成績評定における考査基準（別表第2）に基づき公正に行い、その結果を工事成績調書（完成・出来高・中間）（様式第1号）に記載するものとする。

2 前項の規定に基づく、各考査項目別の具体的な採点方法については、別に定める成績調書の考査項目別採点運用表（以下「採点運用表」という。）によるものとする。

3 採点運用表による考査の際、次の各号に掲げる判定等については、当該各号の定めるところにより適切に設定するものとする。

(1) 土木工事関連の出来形及び品質のばらつきの判定は、出来形及び品質のばらつきの判定方法（別表第2別図）によるものとする。

(2) 土木工事関連で、1件の工事が多工種複合工事である場合の検査員の工種選定は、次のアからウによるものとする。

ア 主たる工種（工事費の構成率で、70パーセント以上を占める工種）のみで考査するものとする。ただし、主たる工種以外の工種で、検査員が必要と認めるものは、主たる工種に加え、イを準用することができるものとする。

イ 主たる工種がない工事においては、各工種の工事費の構成率が、上位3工種以内であるものを適切に選定し、考査するものとする。ただし、これに該当しない工種で、検査員が必要と認めるものは、当該上位3工種の最下位の工種に替えて考査対象とすることができるものとする。

ウ 多工種複合工事の考査で、工種ごとに評価が分かれたときは、低い方の評価で考査するものとする。

(3) 1件の工事が、土木工事と建築・設備工事等の合併工事の場合で、監督職員及び前号の規定を適用することができない検査員が行う考査は、両工事を共に考査し、低い方の評価で考査するものとする。

(4) 工事成績評定における考査項目（別表第1）に規定する工事特性、創意工夫及び社会性等の考査項目の加点は、その実施状況に関する書類等を根拠として考査するものとする。

4 検査員及び監督職員は、採点運用表に基づき、具体的な考査を行い、細別ごとの評点の結果を評定点採点表（様式第2号）により作成するものとする。

（成績調書の作成手続）

第5条 当該工事の担当課長（以下「工事担当課長」という。）は、規程第10条に基づき完成検査を請求する場合に、工事の基本情報及び監督職員の考査内容を記載した成績調書を添付するものとする。

2 完成検査後、検査員は、前項の規定により送付された成績調書に検査員の考査内容を記載して、当該成績調書を完成させるものとする。

3 検査員は、成績調書の原本を、検査復命書とともに工事担当課長に送付するものとする。

（受注者への通知）

第6条 町長は、受注者に対し、完成検査の考査結果を工事成績考査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の通知には、当該工事に係る評定点採点表（様式第2号）を添付するものとする。

（説明請求及び回答）

第7条 受注者は、町長に対し、前条の規定による通知を受けた日から14日以内に、工事成績考査結果に対する説明請求の申立書（様式第4号）により考査の内容について説明を求めることができるものとする。

2 町長は、受注者に対し、前項の申立書を受理した日から30日以内に、工事成績考査結果に係る説明書（様式第5号）により回答するものとする。

（考査結果の修正）

第8条 町長は、第6条の通知をした後、工事成績評定における考査項目（別表第1）に規定する考査項目中の法令遵守等の関係法令に違反したことが判明したときは、考査結果を修正しなければならないものとする。

2 前項の修正を行ったときは、工事成績考査結果の修正通知書（様式第6号）により受注者に通知するものとする。

（修正説明請求及び回答等）

第9条 受注者は、町長に対し、前条の規定による通知を受けた日から14日以内に、工事成績考査結果の修正に対する説明請求の申立書（様式第7号）により修正の内容について説明を求めることができるものとする。

2 町長は、受注者に対し、前項の申立書を受理した日から30日以内に、工事成績考査結果に係る説明書（様式第5号）により回答するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

工事成績評定における考査項目

項目		細別		考査内容
1	施工体制	I	施工体制一般	施工体制及び施工管理体制の評価
		II	配置技術者	現場代理人、主任（監理）技術者、専任技術者等の職務の執行及び技術的判断に関する評価
2	施工状況	I	施工管理	施工計画に基づき、適切かつ効率的な施工管理を実施しているかどうかの評価
		II	工程管理	適切な工程管理を実施しているかどうかの評価
		III	安全対策	安全管理措置を適切に実施しているかどうかの評価
		IV	対外関係	対外調整、周辺環境対策等に対して、適切に実施しているかどうかの評価
3	出来形及び出来ばえ	I	出来形	目的物の出来形の水準を評価
		II	品質	目的物の品質水準を評価
		III	出来ばえ	目的物の仕上げやすすりつけ等の出来ばえの評価及び機能の評価
4	工事特性	I	施工条件等への対応	施工の困難性等の工事特性への対応の評価
5	創意工夫	I	創意工夫	施工、品質、安全衛生等について創意工夫をもって対応したものの評価
6	社会性等	I	地域への貢献等	環境保全、地域とのコミュニケーションや地域活動への参加、地域への援助等で、地域に貢献した内容の評価
7	法令遵守等			関係法令等を遵守して、無事故・無処分ですべての工事を実施したかどうかの評価

別表第2（第4条関係）

工事成績評定における考査基準

考査は、細別ごとに、本考査基準により評価を行う。評価は、原則として、細別ごとに下表 a から e までで行う。

a	他の工事の模範となる能力を発揮したか、又は模範となる成果が認められた。
b	優れた能力を発揮したか、又は優れた成果が認められた。
c	普通又は他のいずれの項目にも該当しなかった。
d	不適切な事象が認められた。
e	一部に重大な欠陥又は不誠実行動が認められた。

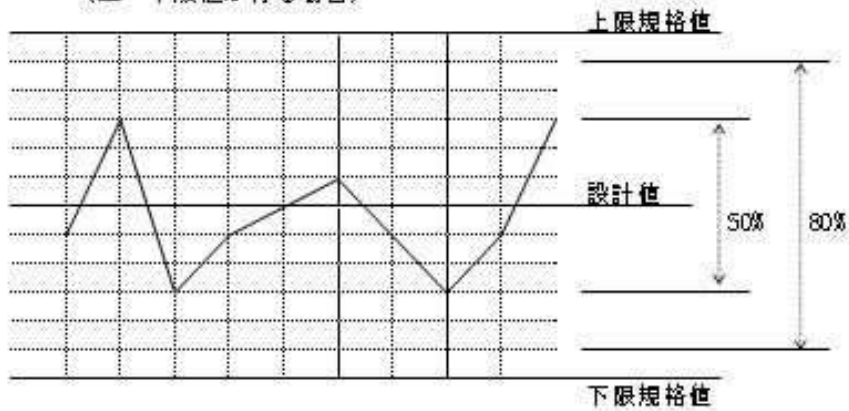
注1：工事特性、創意工夫、社会性等では、一定範囲内で加点評価

注2：法令遵守等では、法令違反や公衆災害・労働災害の発生により減点評価

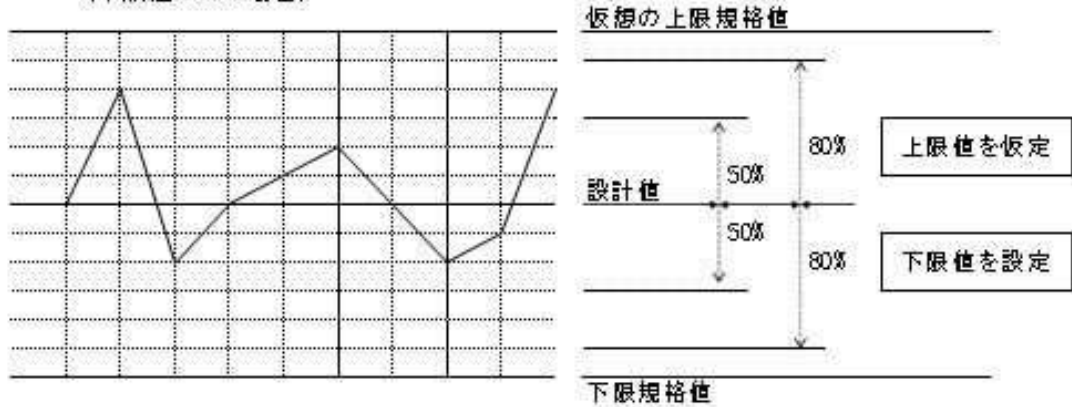
別表第2別図（第4条関係）

出来形及び品質のばらつきの判定方法

〔管理図の場合〕  
（上・下限値が有る場合）

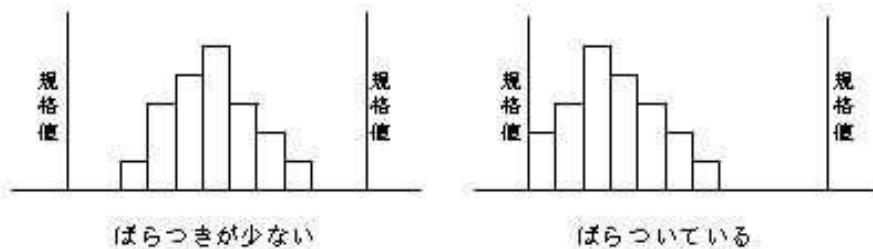


（下限値のみの場合）



※ 上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

〔度数表又はヒストグラムの場合〕



様式第1号（第4条関係） 工 事 成 績 調 書 （完成・出来高・中間）

工事番号		工 事 名		工 種		土木・建築・設備・その他		現場代理人		課(局・所・室・館)名		着 工		年 月 日																	
検査整理番号		建設業者許可番号		工 事 場 所		契約金額(最終)		円		主任技術者		工 期		完成予定																	
大臣知事(特般-) 番号		受注者氏名又は名称		(市町村名)		監理技術者						完 成		年 月 日																	
考 査 項 目 ※5		監督員					主任監督員					検査員 (中間1・既済1)					検査員 (中間2・既済2)					検査員 (完成)									
		氏名(監督員)		印			氏名		印			検査年月日		年 月 日			氏名		印			検査年月日		年 月 日			氏名		印		
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e					
1	施工体制	I 施工体制一般	3	1.5	0	-5	-10																								
		II 配置技術者	3	1.5	0	-5	-10																								
2	施工状況	I 施工管理	3	1.5	0	-5	-10					5	2.5	0	-7.5	-15	5	2.5	0	-7.5	-15	5	2.5	0	-7.5	-15					
		II 工程管理	2	1	0	-5	-10	10	5	0	-7.5	-15																			
		III 安全対策	2	1	0	-5	-10	15	7.5	0	-7.5	-15																			
		IV 対外関係	2	1	0	-2.5	-5																								
3	出来形及び出来ばえ	I 出来形	3	1.5	0	-2.5	-5					10	5	0	-10	-20	10	5	0	-10	-20	10	5	0	-10	-20					
		II 品質	4	2	0	-2.5	-5					15	7.5	0	-12.5	-25	15	7.5	0	-12.5	-25	15	7.5	0	-12.5	-25					
		III 出来ばえ										5	2.5	0	-5		5	2.5	0	-5		5	2.5	0	-5						
4	高度技術	I 高度技術力 ※2	≦ 8																												
5	創意工夫	I 創意工夫 ※2	≦ 5																												
6	社会性等	I 地域への貢献等 ※3	≦ 10																												
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点														
評定点 (6.5±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点														
評 定 点 計		□ 点					○既済部分(中間)検査があった場合： ( ①点×0.4 + ②点×0.2 + ③点×0.2 + ④点×0.2 ) ※ただし、③(既済、中間)が2回以上の場合は平均値 ○既済部分(中間)検査がなかった場合： ( ①点×0.4 + ②点×0.2 + ④点×0.4 )																								
7	法令遵守等 ※6	点					点					※8既に行われた中間検査評定内容のとおりであることを確認した氏名：															印				
総 合 点 ※7		□ 点 = 評定点計 - 7. 法令遵守等																													
所 見 ※4		(監督職員)										(検査員) 中間1					中間2					完成									

- ※1 1～3の評定(6.5点±加減点合計) + 4、5、6の評定(加点合計) - 7の法令遵守等(減点) = 総合点 (各評定点は【 】又は○囲いとする。) 各評定点(①～④)は少数第1位まで記入する。
- ※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方法として、加点評価のみとする。総合評価落札方式(高度型、標準型)の価格以外の評価項目については、高度技術において契約時の評価結果に応じて加点する。
- ※3 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。総合評価落札方式(高度型、標準型)の価格以外の評価項目については、契約時の評価結果に応じて加点する。
- ※4 所見は必ず記載する。総合評価落札方式に係る工事で加点及び減点をした場合はその旨を記載する。(監督職員は合議のうえ記載のこと。)
- ※5 各検査項目ごとの採点は、監督員は別紙-1①～別紙-1⑦、主任監督員は別紙-2①～別紙-2③、検査員は別紙-3によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員・主任監督員が記入(入力)する。
- ※6 法令遵守等の評価は、減点のみとし、主任監督員が行う。総合評価落札方式(高度型、標準型、簡易型)の価格以外の評価項目について受注者の責めにより履行されなかった場合は、工事完成時の履行確認の結果に基づき減点する。
- ※7 総合点は、四捨五入により整数とする。
- ※8 既に行われた中間検査の評定内容に誤りがないことについて、今回の検査員が確認、押印することで、当該中間検査の検査員欄の押印は要しない。

修正年月日	年 月 日
修正者職氏名	印

## 評 定 点 採 点 表

項 目	細 別	評 定 点	得 点 割 合
1 施工体制	I 施工体制一般	／3.8点	
	II 配置技術者	／3.8点	
2 施工状況	I 施工管理	／12.3点	
	II 工程管理	／9.7点	
	III 安全対策	／10.7点	
	IV 対外関係	／3.4点	
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	／14.3点	
	II 品質	／16.7点	
	III 出来ばえ	／8.5点	
4 高度技術	I 高度技術力	／5.8点	
5 創意工夫	I 創意工夫	／4.6点	
6 社会性等	I 地域への貢献度	／6.4点	
7 法令遵守等		点	
総 合 点		／100点	

工 事 名	
受注者 氏名又は名称	

※1 得点割合は、細別毎に満点となった場合に得られる点数に対する得点の割合を百分率で示す。



様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

（受注者）

殿

山元町長

印

工事成績考査結果通知書

年 月 日付けで契約を締結した下記工事について、山元町工事成績調書作成要領に基づき考査した結果を通知します。

なお、考査点及び今後改善を必要とする事項について説明を受けたい場合は、この通知を受けた日から14日以内に、考査内容について説明を求めることができます。

記

1 工 事 名

2 完成検査年月日 年 月 日

3 考 査 点 点

4 今後改善を必要とする事項

5 問い合わせ先

様式第4号（第7条関係）

工事成績考査結果に対する説明請求の申立書

年 月 日

山元町長

殿

（受注者）

印

年 月 日付けで契約を締結した下記工事について、その考査内容の説明を受けたいので申し立てます。

記

1 工 事 名

2 完成検査年月日

年 月 日

3 説明を求める事項

様式第5号（第7条・第9条関係）

第 号  
年 月 日

（受注者）

殿

山元町長

印

工事成績考査結果に係る説明書

年 月 日付けで説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 疑問に対する回答

様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

（受注者）

殿

山元町長

印

工事成績考査結果の修正通知書

年 月 日付けで契約を締結した下記工事について、山元町工  
事成績調書作成要領に基づき考査した結果を修正したので通知します。

なお、修正した内容の説明を受けたい場合は、この通知を受けた日から14日  
以内に、説明を求めることができます。

記

1 工 事 名

2 修正検査年月日

年 月 日

3 修正後の考査点

点

4 問い合わせ先

様式第7号（第9条関係）

工事成績考査結果の修正に対する説明請求の申立書

年 月 日

山元町長

殿

（受注者）

印

年 月 日付けで通知のあった下記工事の考査結果の修正について、その内容の説明を受けたいので申し立てます。

記

1 工 事 名

2 修正検査年月日

年 月 日

3 説明を求める事項